

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社が発注する電話工事の二次下請業者である会社B（以下「会社」という。）からの依頼により、平成〇年〇月〇日から電話工事工として電話工事の仕事を行ってきた。

請求人によれば、請求人は会社の労働者であり、平成〇年〇月〇日、会社からの指示により行っていたC県D市内の電話工事の現場において、建物の壁に引き込み線を取り付けようと脚立に上がった際に転倒し、腰を受傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、本件災害当日、E整形外科に受診し「第2腰椎圧迫骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否かにある。また、労働者と認められる場合、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、会社の指示による作業中に誤って脚立から滑り落ちて受傷したものであり、業務による災害であって、労働者であることは明らかである旨主張している。

(2) 請求人が労災保険法上の労働者であるか否かについて、以下のとおり検討する。

ア 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条にいう労働者と同義であると解される。

イ 労災保険法上の労働者に該当するか否かについては、①使用者の指揮監督下で就労しているか否か、②報酬に労務対償性が認められるか否かについて、その実態に即して判断するのが妥当であると考えらる。

ウ 請求人は、「出勤時間は決められていないが、朝礼が8時15分から30分頃にあるので、それに間に合うように出勤していた。」と述べているが、「指示があったわけではなく、参加するのが当たり前と思っていた。」とし、一方、F専務も「参加を義務づけていたわけではないが、伝達事項があったりするので、ほとんどの人が参加していた。」としている。また、請求人は、本件公開審査において「会社以外の仕事は全然やらなかった。」と述べるとともに、「G以外の仕事をしてはいたが、仕事の内容をみて断ることはできなかった。」とし

ているものの、「仕事自体が減っているので、断らなかった。」とも述べている。さらに、請求人は、いつも一人作業であって、監督者からの指示を受けることはなく、社員とは異なって仕事が早く終われば早く帰ることができたことなどからすると、請求人は、会社から一定程度拘束を受けていることが認められるものの、業務遂行に当たっては裁量の余地も認められていたことから、請負としての要素が強く、当審査会としては、会社の指揮監督下において就労していたものとは言い難いものと判断する。

エ また、請求人の報酬は出来高支払いであって、A会社から元請業者である会社Gに支払われた金額の32%が外注費として請求人に支払われていることから、労務対償性はあいまいであり、また、所得税や社会保険料は控除されていなかった。さらに、休日にGの仕事を補助する場合は、通常とは異なり、出来高ではなく日額〇円が別途支払われていたことからすると、通常の就労に対する報酬の労務対償性は希薄であると言わざるを得ない。

オ 以上からすると、請求人が会社の労働者と同様の勤務に服し、賃金を受けていたとまでは認められず、請求人が労災保険法上の労働者に該当するとは認められない。

(3) 請求人は、上記(2)の判断のとおり労災保険法上の労働者とは認められないことから、本件傷病は同法による保険給付の対象とはならず、本件傷病が業務上の事由によるものか否かについては、判断を要しないものであるが、仮に同人が労働者であるものとして、本件傷病の業務起因性の有無について検討する。

ア 請求人は、本件災害の発生状況について、高さ1.5メートルの脚立に登るときに途中で足を滑らせて地面に転落し、庭の踏み石の上に仰向けに倒れ、背中から腰の辺りを強打した旨本件公開審理において主張するとともに、負傷の程度について、「ジーンとしたが打撲程度であって、酷い怪我だとは考えていなかった。」と述べている。

イ 一方、請求人が本件災害当日受診したE整形外科の通院証明書では、「傷病名：第2腰椎圧迫骨折」とされているが、請求人は本件災害の発生時にその場で1時間くらい休み、作業を同僚に代わってもらい、自身で運転して事務所に戻った後、帰宅後にE整形外科を受診している。

ウ 請求人が本件公開審理において主張した本件災害の発生状況及びその後の

経緯からして、本件災害によって腰椎圧迫骨折のような重度の外傷を受傷したとは考え難く、請求人が本件災害により本件傷病を負ったとするのは医学的には不自然であると言わざるを得ない。したがって、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 以上を総合すると、請求人は、請負としての要素が強いことから、労災保険法上の労働者とは認め難く、また、仮に労働者とみて検討しても、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。